

お 知 ら せ

令和 4 年(2022 年) 3 月 22 日

宇部市総務財務部契約課
宇部市工事検査室

「工事成績評定点の考査項目の考査項目別運用表」の一部改正について

工事成績評定の評価基準となる「工事成績評定点の考査項目の考査項目別運用表」を下記のとおり改正しますのでお知らせします。

記

1 対象工事

土木工事及び建築工事

2 改定理由

- (1)土木工事については、山口県の改定（令和 3 年 4 月 1 日以降適用）に準ずるもの。
- (2)建築工事については、国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課の通知（令和 3 年 8 月）によるもの。

3 主な改定点

(土木工事)

(1)出来形の評価方法の運用の見直し

「維持管理工事」、「災害応急対策工事」、「撤去工事」等、測定値のばらつきを確認できない工種の判断基準を追加した。

(2)書類の簡素化の取り組みへの対応

書類の作成に係る評価対象項目の記載内容を見直した。

(3)工事特性の対応事項の追加

災害発生直後の緊急的な対応が必要な工事や維持管理工事を評価する事項を追加した。

(4)創意工夫の工夫事項の追加

担い手確保に向けた取り組みを評価する事項を追加した。

(5)品質を評価する考査項目別運用表の工種等の見直し

工種の統廃合及び評価対象項目の記載内容を見直した。

(6)社内の管理基準の考え方の見直し

社内の管理基準の設定、管理の方法を見直した。

(建築工事)

(1)建設業法及び同法施行令の改正に伴う見直し

新たに設置された監理技術者補佐及び特例監理技術者に関する記述を追加。(建設業法第26条第3項・第4項、同法施行令第28条、第29条)

(2)近年改定された関係基準との整合

- i) 下請負人の社会保険等未加入に関する記述を変更。(公共工事標準請負契約約款第7条の2)
- ii) 瑕疵に関する記述を変更(公共工事標準請負契約約款第45条)

(3)その他

- i) 表現の適正化

4 適用基準日

令和4年4月1日以降、入札公告又は指名通知を行う工事から適用する。

ただし、条件付一般競争入札(事前審査方式)で入札参加者から見積を徴収する場合は、令和4年4月1日以降、入札参加資格審査結果を通知するものに適用する。